

## 家きん及び家きん由来の肉、卵等の輸出手続について

平成26年7月17日

平成26年4月13日、熊本県において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、我が国から輸出される家きん及び家きん由来の肉、卵等について、各国の受入れが確認できるまでの間、輸出検疫証明書の発行を一時停止しましたが、本日付けで国際獣疫事務局(OIE)に対し、同病の清浄化を宣言しました。

このため、動物検疫所では輸出検疫証明書の発行を再開することになりました。なお、一部これらの輸入を停止している国・地域があります。